

5号(口)認定要件及び提出書類説明書 (R3.8.3改訂版)

主な認定要件

1. 本店登記地(個人事業主の場合は主たる事業所の所在地)が船橋市内であること。(本店登記地において事業実態が無い場合はご相談ください。)
 2. 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。(指定業種については、中小企業庁ホームページによりご確認ください。)
 3. 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- ※ 事業内容と指定業種の関係により、申請方法が3種類(①~③)に分かれます。詳細は裏面をご覧ください。

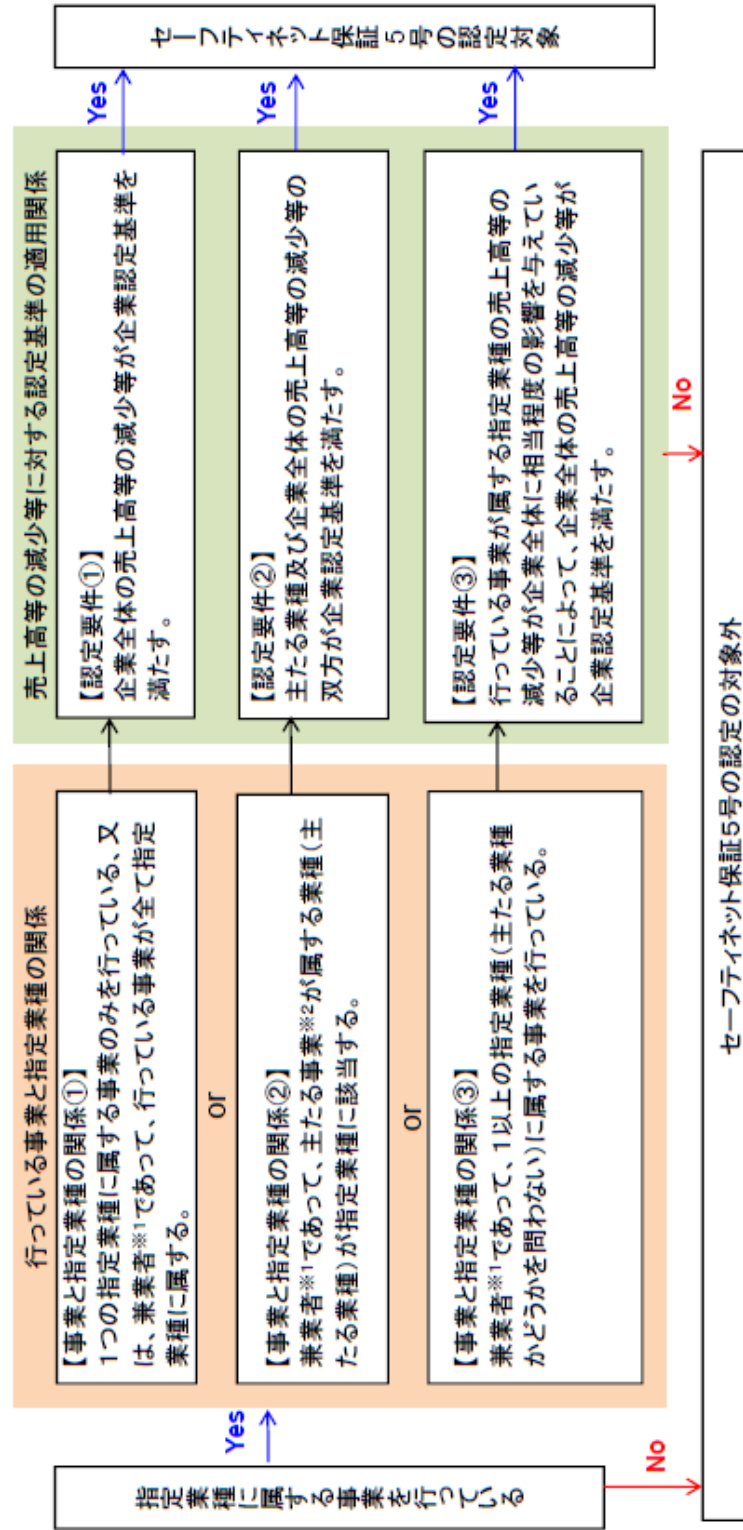
提出書類

<input type="checkbox"/>	1 積算根拠資料(ロー①~③のいずれかを選択) 実印を押印してください。また必ず捨印も押印してください。
<input type="checkbox"/>	2 認定申請書(ロー①~③のいずれかを選択し、同じものを2通) 実印を押印してください。また必ず捨印も押印してください。
<input type="checkbox"/>	[法人の方] 3 商業登記簿謄本、または、履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	[個人の方] 3 直近の確定申告書の写し(税務署受理印のあるもの)

- ◆ 上記書類を船橋市役所4階商工振興課窓口にご提出ください。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として、当面の間は郵送での申請を受け付けます(取扱いに変更が生じた場合は市ホームページでお知らせいたします)。郵送による申請又は受取りを希望する場合は郵送時確認票に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出ください。
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 認定書の有効期間は発行日から30日間です。

企業認定基準の具体的な適用関係

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

注) 事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。

セーフティネット5号認定 **郵送時確認票**

※以下を全て記入し、認定申請書類一式と一緒にご提出ください。

提出先：船橋市湊町2-10-25 船橋市商工振興課 経営労政係

(1) 申請者情報をご記入ください。

住所	
氏名 (名称及び代表者の職氏名)	印
担当者名	
担当者連絡先	

(2) 認定書の受取り方法を選択し、以下に☑をご記入ください。

窓口で受取る→認定書発行時にご連絡いたしますので、受取りにお越しく下さい。

郵送による受取りを希望する→以下に必要事項をご記入ください。※金融機関も可

住所 ※アパート・マンション名まで ご記入ください。	〒 ー
氏名	
担当者名	
担当者連絡先	

(注) 提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の発行・郵送となりますので、窓口受け取りに比べてお時間を頂きます。